

岐阜県公報

第 六 百 七 十 号
令 和 八 年 三 月 十 七 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 九五^{ページ}

告 示

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(地域福祉課) 九六

○指定介護機関の廃止の届出

(同) 九六

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 九七

○牛のヨ―ネ病の検査の実施

(家畜防疫対策課) 九八

○死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

(同) 九八

○牛のアカバネ病の検査の実施

(同) 九八

○豚熱の検査の実施

(同) 九九

○アフリカ豚熱の検査の実施

(同) 九九

○豚のオ―エスキ―病の検査の実施

(同) 九九

○蜜蜂の腐蛆病の検査の実施

(同) 一〇〇

○豚熱の予防注射の実施

(同) 一〇〇

○指定納付受託者の指定

(技術検査課) 一〇〇

○道路の区域変更

(道路維持課) 一〇一

○道路の供用開始

(同) 一〇二

○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 一〇三

規 則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十一号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表副教育長の項第五号中「移行法人をいう。以下同じ。」の下に「並びに教育委員会の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号の公益信託をいう。以下同じ。)」を加え、同表警察本部長の項第三号中「移行法人」の下に「並びに公安委員会の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする公益信託」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため

の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一六番五号

介護予防
居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局 関店

関市大字東本郷字名無木一七六番地

令和 八・二・一六

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一六番五号

居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局 三輪店

揖斐郡揖斐川町大字上ミ野野々宮七三―三七

令和 八・二・一六

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一六番五号

居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局 揖斐店

揖斐郡大野町中之元一―一四―一

令和 八・二・一六

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一六番五号

居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局 大垣店

大垣市林町四―六四―一中央タワーズRihoo大垣

令和 八・二・一六

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一
六番五号

居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局白鳥店

郡上市白鳥町白鳥字熊
会津二一―一九

平成二七・一一・一

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

ピノキオ商事株式会社

岐阜市向加野二丁目一
六番五号

居宅療養
管理指導

ピノキオ薬局東海中央店

各務原市蘇原東島町四
丁目二七番地

平成二九・七・一四

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社ウィーズ

新 大阪府茨木市西駅
前町一三―二五
旧 埼玉県北葛飾郡松
伏町築比地七九五
番地一

居宅療養
管理指導

可児かがやき薬局

可児市下恵土字中西八
三五番一

令和七・六・一

同

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市、多治見市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	大垣市、高山市（一之宮町、久々野町、朝日町に限る。）、関市、中津川市、美濃市、羽島市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡及び揖斐郡
3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	1 又は2を実施する区域

三 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ―ネ病の検査方法による。

岐阜県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

岐阜県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

中和試験

岐阜県告示第百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

豚熱の免疫付与状況の確認のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定

める検査方法による。

岐阜県告示第百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

岐阜県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

二 実施する区域
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚

四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

岐阜県告示第百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

岐阜県告示第百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次

のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防注射を実施する必要がある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者により豚熱の予防注射を実施する豚及びいのししを除く。）

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称 及び住所又は事務所の 所在地	指定納付受託者 の指定をした日	指定納付受託者が 行う納付事務に係 る歳入等	指定納付受託者に 歳入を納付させる 期間
---------------------------------	--------------------	------------------------------	----------------------------

株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深 日	令和八年一月六 日	建設業許可・経営 事項審査電子申請	令和八年四月一日 から令和九年三月
-----------------------------	--------------	----------------------	----------------------

町四番二〇号 グラン
フロント大阪タワーA

システムの各種手
続における申請手
数料等

三十一日まで

岐阜県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	多治見 白川線	多治見市高根町二丁目四 番地先から 同 市松坂町一丁目一 五三番一地先まで	前	一三・〇 二・七	二五・〇	
			後	一五・〇 二・一	二五・〇	

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
一般 国道	二百五十 七号	中津川市千旦林字岩屋堂 一六一六番八四地先から 同 市駒場字西山一六 六六番三七七二地先まで	前	二二・一 五三・〇	七三・八	
			後	二三・七 二〇・〇	七三・八	

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	恵那 東白川線	中津川市蛭川字遠ヶ根七 二番一三三番一三番一 同 市同 字同 一 三番一地先まで	前	五・一 一九・四	六七・七	
			後	二二・一 三〇・二	六六・三	
			前 A	五・一 八・七	二五・〇	
			後 B	五・一 一八・三	二五・〇	
				一五・八 三九・二	二七・五	

図面は、関係図面及び表示の敷地面積を以てする。

	中津川市蛭川字遠ヶ根 三番一地从先から	同市同字同 二番三地先まで		
後	前			
一八〇・四	四・八 三三・三	二三・七 二六・一		

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道 路 種 類		県 道
区 間		苗 木 線 恵 那
敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	
別前変区域 後更域	前	後
一六・七	一六・七	三・七 四・三 三・八
備考		

岐阜県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道の種類	一般国道
路線名	百五十六号
区間	高山市荏川町大字牛丸字船橋谷五十八番一地从先から 同市同町大字岩瀬字高ノ野三八番一地从先まで
延長 (メートル)	三五・六
供用開始 の期日	令和 八・三七
備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)	令和 五・九・三

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道 路 種 類	中津川線	中津川市坂下字中之垣外二 六番一地区から	延長 (メートル)	備 考
路 線 名	同市同字同 七番一地区まで	四・四	供用開始 の期日	区域の 決定又は 変更の告 示年月日 (ほか)
県 道	田立線	令和 八・三七	令和 七・三八	

岐阜県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県損斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 号	四百十七	揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五 三五番四八地先から 同 郡 同 町 同 字 同 三五番一二地先まで	八・三・六	令和 八・三・一七	令和 七・三・九

岐阜県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県損斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 号	三百三	揖斐郡大野町大字相羽字四丁 目一三七〇番二地先から 同 郡 同 町 大 字 同 字 同 一三四六番地先まで	一一〇・一	令和 八・三・一七	平成 三・一・二五

岐阜県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道 号	百五十六	大野郡白川村大字福島字瀬戸 平五九番一地先地内	一一〇・〇	令和 八・三・一七	平成 二七・四・三

岐阜県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により関ヶ原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
関ヶ原町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

三 関ヶ原都市計画下水道事業 関ヶ原町公共下水道
事業施行期間

平成四年十二月一日から

令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

令和八年三月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三一
岐阜文芸社